

經濟論叢

第121卷 第1・2号

- 植民地幣制の起点 *the Treasury Minute of 1825*,
について(下)……………本山 美彦 1
- 労働力価値の変動の理論的分析……………小川 和憲 21
- 多角的公企業と共同費用……………仁連 孝昭 38
- 1930年代アメリカ銀政策の展開……………伊豫谷 登士翁 59
- 1910年代東北アジアの經濟關係と日本の対滿洲
通貨金融政策……………松野 周治 81
-

昭和53年1・2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

植民地幣制の起点 *the Treasury Minute of 1825*, について (下)

——世界市場創設期におけるアジアの為替と信用——

本 山 美 彦

もくじ

- I 過程の産物と過程そのもの
- II 植民地の貨幣不足
- III 補助貨導入の試み……以上(上)
- IV *the Treasury Minute of 1825*
- V 植民地におけるシリング銀貨の運命
- VI ロンドン宛スターリング手形の支配力……以上(中)
- VII 政府紙幣回収の方針
- VIII *Treasury* の紙幣観……以上(下)

VII 政府紙幣回収の方針

植民地幣制の整備に乗り出しながらも、問題の困難性の前に常に朝令暮改の無定見ぶりを曝していた本国の *Treasury* も、こと政府紙幣の問題となると表面的には頑迷とも言えるほどの一貫した姿勢を崩すことはなかった。ささやかな妥協はあっても、どのような形であれ植民地政府発行の紙幣は回収すること、が基本方針だったのである。さらに、約束手形 (*promisary notes*) の形式をとる政府紙幣は政府にとっての負債以外の何ものでもないという認識から、小額紙幣ほど正貨兌換を要求される頻度が高いことを考慮したのであろう、止むをえぬ事情から政府紙幣の発行を臨時的に認めた場合ですら、1ポンド以下の小額紙幣の発行は許されなかった。政府が責任を持たねばならないのは紙幣の発行ではなく、金属鑄貨の供給である、というのがその理由であった。いきおい、紙幣は民間銀行の手に委ねられることになったが、ここでも、厳しい条

件が設定されることになる。鑄貨の供給は政府が、紙幣は民間銀行が、責任を持つべきである、とする厳格な二分法が、途中、1847年の植民大臣 Grey 卿の強力な要請の前に一度は動搖したこともあるが、大勢において、その後1884年にセイロンで原則が崩されるまでの長い年月に亘って頑固に維持されたのである。しかし、これは植民地の通貨不足を恒常的に定着させる一方で、植民地銀行の活動を外国為替業務に片寄せさせる原因の1つとなったのであった。

本国 Treasury の眼には、植民地の前統治者オランダの「だらしない貨幣政策」(Baster, *The Imperial Banks*, 1929, p. 6) という「くだらない遺産」が幣制混乱の主要な原因として映っていたために、不換化している紙幣のできるかぎりでの回収、という方針も当然のことであっただろう。

しかし、セイロンでは rix dollars の呼称で呼ばれている 'kas nooten', や 'credit brieven' というオランダ紙幣を回収するために、1800年と1801年にセイロン政府発行の rix dollar notes を7万5,000 Rds. 分発行し、それに正貨兌換の保証を与えたのはよいが、セイロン政府の極度の財政逼迫のために、1812年には200万 Rds. もの紙幣を発行してしまい、兌換もほとんどされずに不換化してしまうという失態を演じていた¹⁾。急遽 Bertolacci の指示で (*A View of the Agricultural, Commercial, and Financial Interests of Ceylon*, 1817, の著者), rix dollar 銀貨が鑄造されたが、ほとんど効果を挙げえず、'anchor money' を新たに鑄造したり、Madras rupee の法貨性を宣言したりして、必死で過剰発行の回収を図ったが、なお1820年には250万 Rds. 相当分存在しており、やっとならそれをピークに減少しはじめたといっても、1825年でもなお150万 Rds. の政府紙幣が未回収のままであった (*Chalmers, A History of Currency in the British Colonies*, 1893, pp. 354-5)。1825年に例の *Minute* が

1) セイロン政府は財政赤字を補填するために、1816—24年の間に本国から100万l. もの補助を受け取っていたが、本国→セイロン政府→商人というルートで供給された金属鑄貨も、そのことごとくがすぐさま貿易赤字の決済用にインドに流出してしまい、すでに発行した政府紙幣の兌換請求があっても、金庫の中にはほとんど正貨の蓄積はなかった、という (*Chalmers, A History of Currency in the British Colonies*, 1893, p. 356, 参照)。

出されると、Regulation No. 8 of 1825 の決定に基き、1 rix dollar = 1 s. 6 d. (これまでの名目価値は 1 s. 9 d. であったが、通用価値は 1 s. 4 d. を下廻るようになっていた) に評価し直して、時の総督 Edward Barnes に対し紙幣の100%の回収を Treasury は指示している (Chalmers, *ibid.*, p. 355)。しかし、この指令は、総額はもとより、日常取引用の小額通貨の払拭を招くために(旧 rix dollar 紙幣には小額紙幣が存在していたのに、新たな Treasury notes にはこれがなかった)、この Barnes, Wilmot Horton, Stuart Mackenzie, Colin Campbell, Torrington 卿と続く歴代セイロン総督の執拗な抵抗を呼び起こすことになったのである。この抵抗の論拠は、植民地と本国との紙幣観のずれを余す所なく伝えている。ただ、植民地の通貨不足の決め手に紙幣がなりえなかったことの背景と理由とを、われわれは総督と Treasury との間の押問答(としてしか表現できない性質のものであった)を通してうかがい知ることができるのである。

まず Barnes の論点から見て行こう。彼は1825年の *Treasury Minute* が紙幣の全面的回収にあったことに強力に抵抗し、このような措置をとれば、政府は言うに及ばず、社会的に極めて由々しき事態を招来することになると反論し、総額10万ポンド分の紙幣発行の権限を総督に与えるよう要請する (Despatch No. 77 dated 26 July 1825 from the Governor of Ceylon to the Secretary of State for Colonies contained in volume 89 of the Catalogues of the Public Record Office, CO 54 series: 以下 CO 54/89, G 77 of 26/7/1825 と表記; Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, 1962, p. 15 より) 一方で、10 s. と 5 s. の小額紙幣の発行も要求したが黙殺された (Gunasekera, *ibid.*, p. 15) その後も Barnes は執拗に Treasury に迫り、1827年には次のような論点を提起している。

「この国の取引形態は、そして特に本島のようなところのそれは、イングランドのそれとは全く近似していない。住民の圧倒的多数は極度に貧しい。生活用品の価格ははるかに低廉であり、貨幣取引きといっても、もっと小額の単

位の貨幣で一般には営まれている。結局、50ポンドから1ポンドまでの額からしか成り立っていない紙幣は本島では不便でもあり、不適当なものである」(CO 54/99: G 5 of 10/10/1827; Gunasekera, *ibid.*, p. 16 より)。

皮肉にも、必要な小額単位の通貨はオランダの「だらしない」旧貨幣と、だらしのなさではひけをとらなかつた1810年代のセイロン政府紙幣 rix dollar paper が担っていたのである。この1827年には大きな額の単位の紙幣は5万ポンド分、比較的小さな5 rix dollar と2 rix dollar 紙幣(1 rix dollar = 1 s. 6 d.) が5万ポンド分、流通していたのであるが、現実にプランテーションの発展に伴い、南インドから流入してくる賃金労働者への賃金支払い、およびそれに伴う日用品の小額取引きの増大という趨勢には、本国の恐怖のみの理由では抗すべくもなかつた。この1827年の Barnes の要請に対しては黙殺しえたが、次の1832年の W. Horton のやはり執拗な要求時には、本国自体シリング銀貨による rix dollar papers の代替政策を継続する能力を喪失していた。おそらくは、この理由からであったのだろう、本国の Treasury はもはやセイロン総督の要請のことごとくを完全に無視するという方針を強行できなかった。すなわち、Barnes の統治時期には、1830-2年にかけて23,431 l. の Treasury notes の回収に成功したのであるが(1827年の Regulation 8 で古い rix dollar papers が廃棄され、この年それに代って兌換可能な Treasury notes が9万 l. 分=120万 rix dollars—1 s. 6 d. で換算—が新たに発行されていた。この Treasury notes は1830年に110,858 l. 流通していたが、1832年には87,427 l. の流通額へと縮小されていたのである (Chalmers, *ibid.*, p. 355)、シリング貨は流通に入るところか本国に送還されるばかりであった。貨幣不足に対処するために年間1万 l. 分のシリング貨をセイロンに積送しろという Horton の要請を1833年に拒絶したことから、本国側は自己の積送するシリング貨による紙幣の回収という基本方針を押し通すことができなくなっていた。この年、まず「紙幣発行がいかにも便利ではあっても、その利益も正貨で準備せねばならないという不利益によって相殺されてしまうという主張を述べながらも、「通

常の統治活動を攪乱せずには紙幣回収を図れるほど政府財政が良好な状態にはないときには」(CO 54/133 and CO 55/75; Gunasekera, *op.cit.*, p. 17 より) 紙幣の回収を延期してもよい、ただし、紙幣の流通額の増加は許されず、兌換に備えて正貨準備を怠ってはならない (CO 55/75: Despatch of Secretary State to the Ceylon Governor No. 22 of 21/3/1835; 以下 S 22 of 21/3/1835 と表示; Gunasekera, *ibid.*, p. 17 より) という歯切れの悪い表現で Treasury notes 回収の延期を Horton に伝えている。しかし、このような軟化にさいしても小額紙幣の発行については依然として強硬で、次期総督 Mackenzie の「1ポンド紙幣とルビー貨との間の中間的鑄貨」がないため、遠隔地のプランテーション地域では1ポンド紙幣は4~6ペンスの手料を払って鑄貨と交換されるという不便をかかっている (CO 54/173; G 29 of 11/11/1839; Gunasekera, *ibid.*, p. 18 より) という1839年の懇請、同じく1841年の Campbell の要請 (CO 54/190; G 19 of 15/12/1841; Gunasekera, *ibid.*, p. 18より) に対しても、冷たく拒絶したことに変わりなかった。

しかし、次の Torrington の要請 (1847) になると、かなりの動揺を見せることになった。Torrington はプランテーションの急進展ぶりについて当局の認識を喚起したあと、国内送金の不便さを指摘する²⁾。小額取引は当時余儀なく銅貨が使用されていたが、その不便さを訴えたものである。

「コーヒー園の代理人や所有主たちから、1ポンド以下の小額紙幣を求める声が増えあがっている。山岳地域の遠隔の農園に大量の銅貨をカバンに詰めて輸送する困難性と危険性は実に大きい。しかも労働者への支払いには、その月給が1ポンドを超えることもないために、小額の紙幣が必要である。実際、Kandy で銅貨を調達するさいには、それを山岳地帯に輸送してもらうより前ですら1%の手料を徴収されるし、繁忙期には地方銀行³⁾により月々輸送さ

2) たとえば、コーヒー産業は1827年には170万l.の輸出であったが、1847年には1950万l.に急増して行く (Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon, 1825-1957*, 1962, p. 20)。ところが、1833年時点で、本国政府がシリング貨の積送を中止していたために、とくにタミール人への資金支払いには不便をきたしていたのである。

れる銅貨はかなりの額に達するのである」(CO 54/240: G 153 of 11/11/1847; Gunasekera, *ibid.*, p. 18 より)。

プランターや植民地の政府にとって、通貨の総量の増大も必要であったが、まさに hand-to-hand の通貨、それも携帯に便利な通貨が当時は渴望されていたのである。Torrington はこのために、10 s. note の発行の認可を要求していたのだが、彼のこの要請は当時の植民大臣 Grey の共感を心得、かなり本国の Treasury を動揺させたりしい⁴⁾。しかし、3カ月後に出た Treasury 側の公式見解は、農園のインド人労働者たちは、農閑期には本国に帰るので、ルビーを持ち帰らねばならない、「このような人々にコロポで兌換可能な小額政府紙幣を与えることは極めて危険である」(CO 54/240; Gunasekera, *ibid.*, p.

3) 後述するが、すでに1841年6月1日に the Bank of Ceylon が、1840年の Regulations に基いて Royal Charter を付与されて営業を開始していた。これが、セイロンにおける最初の植民地銀行である。資本金は25万l.、払込人のほとんどはセイロンと関係の深い在ロンドン商社であった。とくにコーヒー・プランテーションの拡大を目的としていた。Oliver Farrer, T. A. Hankey, J. A. Hankey 等の署名のある請願状には「この島の貿易の増大と貴重な自然産物の耕作の進展にもかかわらず、公的にも私的にも全く銀行が存在していない。われわれ発起人は the Bank of Ceylon を設立して、担保融資、信用の供与、預金業務、発券業務、その他の貨幣取引に関する業務を遂行し、Royal Charter の付与を認可されることを強く請願します」(Public Record Office, T. 1, 3478; Baster, *The Imperial Banks*, 1929, pp. 104-5 より)。なお当時の本国の金融業者にとって、Royal Charter の獲得は有限責任の権利の保証を得ることであったし、後述のように、本国ではもはや1826年の取り決めによって新たに Charter を得ることができなかったことから、先を競って危険な植民地の銀行設立に乗り出したのである。これには、また本国の極めて低い利子率に悩んでいた金融業者が、植民地の貨幣不足に目をつけて高金利目当てに殺到したという事情もある (Joplin, *Digest of the Evidence on the Bank Charter taken before the Committee of 1832*; および Atlas, 5/5/1838, 参照)。

4) この1847年前後がセイロンにおける紙券発行政策について Treasury 側がもっとも動揺していた時期らしい。本文中で論述しているように、Torrington の本当の思惑は政府紙幣の発行を取り止めて、紙幣は全て銀行券で代位させようとするところにあった。このことを Torrington は本国の植民省に訴えたが、ちょうど植民大臣 Grey の提案があったりした事情もからんで植民省側の指示は、別に紙幣に対してわれわれは反対しているのではない、という前置きのあと、「現在流通している政府紙幣の今以上の回収は見合わせるように、そして政府紙幣への信用を落とさぬように、従来通り使用させるよう配慮すること」(CO 54/236: 566 of 6/8/1847; Gunasekera, *op. cit.*, p. 30 より)、という Treasury も含めたこれまでの政府紙幣回収政策と正反対のものであった。しかもこの方針に同意した Treasury の副議長 Charles Trevelyan が Grey に対し、1848年5月9日付で「われわれはよく制された政府紙幣のもつ利点についてはあなたと同じように認識しており、セイロンの既存の銀行券の発行については制限すべきであると考え、と発言するにおよんで、3カ月も内部で激論が聞かれたという」(CO 54/240: Trevelyan to Grey: 9/3/1848; Gunasekera, *ibid.*, p. 32 より)。

19 より）というものであった。

とは言え、Treasury 側のこのような頑固な姿勢も、当時の植民地政府の財政基盤が弱く、常に本国の国庫からの援助を要請する状況にあったことを鑑みれば、当然のことであったと思われる。実際、先述のように、本国 Treasury はオランダからの遺産である不換紙幣を回収すべく、正貨と兌換可能な Treasury notes を発行するという限定的意図しかもっていなかったのに、現実にはオランダの旧紙幣の回収もある程度はなしえたものの、Treasury notes の使われ方は所期の意図から大幅にはずれて、植民地政府の財政赤字を補填するために使われるようになっていた。できるかぎり、植民地政府の経常収支の黒字分で他ならぬ植民地政府の失態である紙幣回収を図るように指示を与えてはいたが、回収を現実的に実行させようとすれば、現地政府の赤字という状況では結局は本国政府の負担で正貨を植民地に積送せざるをえなかったのである。ところが全植民地を対象にしていただけに、1825年の改革の失敗の痛手は大きく、もはや本国はシリング貨の植民地への積送という情熱を失いつつあった、という深刻なジレンマが生じていた。このような状況からみて、既存の紙幣はともかく黙認するとして（その回収は本国からの正貨積送を必要とするので）、その量的増大を意味する新たな紙幣の発行などとても認めることができなかつたのも充分うなずけることであった。これに加えて、例の銀行制限条令下の過剰発券という経験、さらには1825年の恐慌の原因が小額紙幣の過剰発行に求められていた当時の認識からすれば、小額紙幣の発行についてはとくに Treasury が恐れていた事情もやはり無理からぬことであっただろう。

他方、植民地政府側でも Treasury notes 発行からくる圧迫から逸れたがっていたという事情がある。植民地政府にとって必要なのは鑄貨不足を穴埋めする紙幣の存在であり、日常取引に必要且つ便利な小額紙幣の存在にすぎなかつたのであり、決してそれが政府紙幣でなければならぬと現地政府は主張するものではなかつた。現実には、できるかぎり紙幣発行の責任を当時進出しつつあった大植民地銀行に委ねることを希望していたのである。そして、とく

にこの考え方を率直に表明したのが Torrington だったのである。

セイロン総督として Torrington が着任する前年の1846年に、すでに1845年
コロomboに支店を開設していた the Oriental Bank⁵⁾が自行保有の Treasury
notes, 1万5,000 l. 相当分の即時兌換を政府に要求していた。これはセイロン
における銀行券の独占的発行権を得るために政府にかけた揺さぶりであった。
このときには、本国の支援でインドから正貨を緊急輸入して政府はこの苦境を
乗り切ったが、翌年同行はなおも執拗に銀行券の独占的発行権の認可と政府会
計を預る指定銀行となることを要求しつつ、その見返りに、政府債を東インド
会社紙幣で買取るという申し込みを行なった。すでに政府の金庫には正貨もほ
とんどなく、この種の大銀行の手による Treasury notes の大量の兌換請求の
脅威は政府にとりとくに大きかったのである。Torrington が同行のこの申入
れを受けて政府の窮状を打開したいという意向に傾いたのもやむをえないこと
であった。彼は1847年6月植民省宛に次のように訴えている。「この植民地で
現在活動している2つの銀行は（あと1つは the Bank of Ceylon-筆者注）
おそらく短時日のうちに紙幣の流通に期待されるすべての利点をもたらしめて
くれて、自らの政府が自らの紙幣を発行しなければならぬ苦境から政府を救済し
てくれるだろう」と言い、正貨さえ蓄積されればできるだけ早急に全政府紙幣
の回収に乗り出したい、とまで言い切っていたのである（CO 54/236: G 20 of
8/6/1847; Gunusekera, *ibid.*, p. 30 より）。

5) インドにおける最初の本格的な Anglo-Indian 植民地銀行である。もともと the Bank of
Western India として1842年にボンベイに設立され、当時、存在していた the Bank of Bom-
bay が東インド会社側の Charter により為替業務の取扱いを許されていなかった隙隙を埋める
べく設立されたもの。1845年に the Oriental Bank と名称を変えて、コロombo、カルカッタ、
香港、シンガポールへと支店を拡張して行った。それとともに本店をロンドンに移す。1849年
には the Bank of Ceylon を合併し、1851年には Royal Charter を得て the Oriental Bank
Corporation と改称し、セイロンと中国で発券の権利を得、さらに中国からケープまでの営業範
囲を確立し、送金・為替業務を行なうようになった。Royal Charter を取得したときの資本金
は60万l.（ただし、Andree, "The Progress of Banking in Ceylon", dated April 1864 in
Ferguson's *Ceylon Directory* 1876-78, では250万l. となっている）、通常の「2倍有限責任」
の特権をもっていた。まだ the Oriental Bank であった1848年5月1日時点では資本金のうち
10万l. をセイロンに使用するために割いていたという（CO 54/248, *ibid.*）。

すでにこのときには(1847年9月30日)、the Bank of Ceylon の銀行券は 14,340 l., the Oriental Bank の銀行券は 16,800 l. に達しており、Treasury notes は逆に1840年の85,000 l. から44,000 l. に激減していた(CO 54/240; Gunasekera, *ibid.*, p. 27 より)し、この程度の紙幣ではカバーできない通貨必要量に対しては銀行の小切手使用の慣習を定着させつつあったのである。それだけではない。銀行の開設はこれまでにない大量の正貨の輸入という副産物すらもたらしてくれていた。すなわち1837年には政府の手により39,057 l. の正貨しか輸入されていなかったのに、the Bank of Ceylon というセイロンにとって初めての植民地銀行の設立された年(1841年)には110,796 l., さらに、the Oriental Bank のコロombo支店が開設された年(1843年)には314,387 l. に増大し、Torrington の着任した年(1847)には454,974 l. にも達していたのである。しかも、1841年以来、ほとんどの正貨がこの2行を通じて輸入されたものであるという(Gunasekera, *ibid.*, p. 29)。1848年5月の Torrington の急送公文書(despatch)では次のような銀行への讚美が述べられていた。

開設された銀行は「これまで政府を大いに悩ませていた政府への出費を強いることなしに、正貨の導入を制禦することによって為替業務を促進させているだけでなく、一般的な貨幣取引の制禦についてもこの方面の権威ある組織がなかったばかりに重要な問題でも不規則で不安定な対応しかできずに、いたずらに経費ばかりかかるという不都合なこともしばしば避けられるようになったのである」(CO 54/248: G 86 of 1/5/1848; Gunasekera *ibid.*, p. 27 より)。

このような植民地銀行への期待は、セイロンばかりではなく、他の植民地政府が共通に抱いていた期待であった。少なくとも貨幣不足という共通の悩みをもち、自己の脆弱な財政基盤では紙幣発行は財政負担を重くするばかりであるし、さりとて本国政府の正貨輸送は必要量にはるかに充たないという状況のもとでは、Treasury notes 発行の弾力的条件の要求(したがって、本国政府に対する援助の要求)をする一方で、植民地銀行の設立を真剣に訴えていた植民地政府の二面的要求は当然のことであったと思われる。しかも、重点は次第に

後者に傾斜していたのである。

紙幣発行は植民地銀行の手に委ねるという点については、本国の Treasury 側も同じ見解であった。ただ過去の放縦な泡沫銀行がひきおこした苦い経験と、本国ですら避けることのできなかった銀行券発行のもつ陥穽については、植民地政府よりも神経質になり、厳格な条件のもとでのみ銀行の設立を認めるという方針をもつ点に地方政府とは異なる統轄者としての基本的な差異があったのである。

ところが、先述のように、ときの植民大臣 Grey 卿は、Treasury と地方総督の両者の見解とかなり異なったものを持ち、一時はその執拗な意見に Treasury 側が動揺するときもあった。この点については、はるか後の事態が Grey の主張通りになったという史実から見ても注目すべきものである。

Grey は周知のように the Bank Charter Act of 1844 の強力な擁護者であり、徹底した通貨主義の理論家であったが、政府紙幣という原則を主張して、長文の急送公文書を1847年2月にニュージーランド総督に送っている。同様のコピーが Torrington 宛にも送られたが、内容は次のようなものであった。すなわち、植民地の経理部に the Currency Department という特別の部門を設けて、たとえば、セイロンでは4万 l. の紙幣に対して14,000 l. の正貨準備を維持しておく。これ以上の紙幣については、政府の要求であれ、個人のそれであれ、正貨の払込みを対価としなければならない。正貨準備の最低は15,000 l. であり、紙幣量が減少してもこの準備の絶対額は下げない。銀行券については、できるかぎりそれを禁止する (Earl Grey's draft despatch 'A' in CO 54/240; Gunusekera, *ibid.*, p. 30 より)。さらに、彼は Peel's Act of 1844 の原則の確認を次のように行なっている。「銀行の活動ないしは金融活動と発券活動との相互の結びつきは、単に不必要であるばかりか不適當である。前者は商業活動の一分肢であり、いかなるものであれ私人に委ねられる類のものであるが、発券は、すなわち、公認された交換手段の供給は、特別の、だが決して小さくない政府の機能なのである」(Earl Grey's letter to Treasury: CO 54/248, 5/6/1848;

Gunasekera, *ibid.*, p. 31 より)。しかも、この公認された交換手段とは、できるかぎり安価で便利なものでなくてはならず、したがって、鑄貨ではなく紙幣でなくてはならない。紙幣こそ資本節約の基本である。しかし、紙幣の流通を支配する法則は鑄貨を支配する法則にそのまま則らせることが必要である、というまさに通貨学派そのものの主張を展開したのである (*ibid.*)。この原則のもとに、Grey は Torrington の本国 Treasury に対する小額政府紙幣の発行認可の要求を全面的に擁護することになった。Grey のこの主張は、1840年代に相継いだカルカッタや西インド諸島の銀行倒産を経験して、銀行に対する不信任感を強く抱いたことから生じたものであった⁶⁾。

この Grey の主張は当時 Treasury の副議長であった Charles Trevelyan の賛意を得て、Treasury 内部で討議されたが (CO 54/240: Trevelyan to Grey: 9/3/1848; Gunasekera, *ibid.*, p. 32 より)、Treasury 側の公式見解は3カ月後に出されるという慎重な扱いであったことは既述の通りである (Treasury comments on Grey's draft currency proposals: CO 54/240; Gunasekera, *ibid.*, p. 32 より)。それによれば、この計画は植民地政府の経験からみてもなじみがないことと、農園労働者がインドに帰郷するさいにルピー銀貨を选好するという習慣にそぐわないこと、セイロン自体の貿易慣習に適合しないこと、といった内容でしかなく、それほど説得力のあるものではなかったが、Grey の方は情熱をなくしており、「あきらめたわけではない」 (Grey to Trevelyan: 30/6/1848; Gunasekera, *ibid.*, p. 32より) と言いながらも、もはや2度とこの問題に触れなくなった。しかし、その30年後の1884年に、the Oriental Bank Corporation (the Oriental Bank が the Bank of Ceylon を吸収して1851年に名称変更

6) 当時植民地銀行は収穫予定の産物を担保に融資するという悪弊があった。この種の融資は当時 “Block Debt” という名で有名だった。銀行倒産の主要原因はこれであった。1843年10月21日 *The Economist* は、「block debt という用語の意味するものは、全ての家具、全ての備品そして育成しつつある収穫物までも含めるものであった。……工場、農園、育成中の収穫物等々に対する融資は……重大な損失の源泉であって、本来そのような行為を厳しく監視しなければならなかったはずの商業代理業ですら巻き込んだものである。この種の取引は正当な銀行業務に必然的に完全に反するものである」 (“Banks in our Colonies”) と非難している。

したもの)の倒産という事態を契機として採用されることになった政府紙幣発行制度は、1847年の Grey の計画をそのまま踏襲したものであった。植民地政府の脆弱性のゆえに、紙幣発行権を徐々に銀行に移し変えるという通貨政策はここに劇的な転回を見せるのであるが、これは未だ本稿の課題ではない。われわれはここでは Treasury 側の不変であった基本方針と、にもかかわらず貨幣不足に依然として苦しむ植民地に十分な信用を供与できる組織的力の未成熟を確認すればよい。しかし、予想に反して、通用という局面に関するかぎり、シリング貨ほどの困難を政府紙幣は経験しなかった点はインドとの対比において強調しておくべきだろう⁷⁾。おそらくは、栽培植民地という特殊性が通用面の困難さを回避させたのであろう。問題は、しかし、常に発行と還流の円滑なシステムの設立をめぐる処方箋にあったのである。

VIII Treasury の紙幣観

本国の銀行業自体の主要関心事が未だ発券業務にあり、今日の意味における預金業務については第二義的なものでしかなく、銀行業務の利益も発券の方に傾斜していたという事情に由来するものであろうが、この時期に相継いで設立された植民地銀行をめぐる論議のほとんどは銀行の発券業務に関するものであった。とくに植民地銀行については、「有限責任」という特権の付与を意味す

7) インドにおいては一貫して民間銀行の発券業務は認められていなかった。1839—43年の諸条例によって、ベンガル、ボンベイ、マドラスの三管区銀行 (presidency bank) が要求払い約束手形の形成をとった銀行券の発行は認められたが、これらの銀行は民間銀行ではなく、全て東インド会社の統制下にあったものである。これらの条例は1861年以降廃止され、以後完全な政府紙幣の支配となる。しかし、政府紙幣の流通圏域は狭く限定され、8つのサークルに区分されていた。流通額は全鑄貨の5分の1にしかならなかったという。Edwin Walter Kemmerer, *Modern Currency Reforms*, 1916, pp. 8-10, 参照。この硬直的な紙幣制度を批判して、もっと国内取引用に紙幣を活用させる措置を講じる必要があると主張するところに、ケインズのインド幣制改革論の主要な力点があった。則武保夫・片山貞雄「ケインズ全集」第1巻、東洋経済新報社、28—9ページ、参照。いずれにせよ、植民地においては原則として政府紙幣を発行しないという方針を堅持しながら、インドでは逆に銀行券を認めず政府紙幣を原則としていたという差異は興味あることである。建前はともかくとして、植民地政府の財政負担の危機から政府紙幣を忌避していた植民地と、銀行券発行を認めることにより民間銀行が政府の収益部門を乗っ取る怖れをもってインドとの対比は資本の吸着場所により、吸着の論理と合理性とが異なることの証左として、われわれは重視したい。

る Charter の認可条件について Treasury と the Board of Trade 間でいくつかの合意が積み重ねられていた。この Charter については、1826年の the Bank Charter Amendment Bill 論争の過程で、本国における Royal Charter を与えられているイングランド銀行にとって、他の国内銀行に Charter が付与されることはいたずらに競争を招き混乱の源になるという反対意見が次第に強力になってきたところから、海外に営業拠点をおく植民地銀行のみが事実上 Charter 論議の対象となっていたものである⁸⁾。1831年に大蔵大臣の Althorp 卿と the Board of Trade の Paulett Thomson (後の Sydenham 卿) との間で作成された植民地銀行規制条項を初発⁹⁾として、その後1838年の追加的諸条項までには発券条件について次の4点が合意事項となっていた。(1) 銀行の本店はもちろん各支店において発行された銀行券は、発券された場所で要求あり次第正貨の兌換に応じること。(2) 1 l. の額面以下の小額銀行券の発行は禁止する。(3) 発券銀行の資金ポジションを公衆に知らせるために、資産と負債を定期的に公表する。(4) 銀行券保有者の安全を期するために、銀行の株主はその保有株額面の2倍の有限責任をもつ。このように、合意されていたものは、もっぱら銀行券保有者の安全を保證する条項についてのそれであった。

8) Huskison の証言では「適正な制度のもとで、もし限定された責任のみを負えばよいという Charter Banks が設立されれば非常に大きな改善となる。そうなれば、疑いもなく大きな信用と富をもつ多くの人々がこのような銀行の株式に資金を投資するようになるだろう。しかし、イングランド銀行がこれは国内の競争を激化するとして有限責任の付与の拡大に反対した。……したがって、この適正な制度についての論議は展開されたが、しかしそれは、海外銀行に対する Charter の付与をめぐるもののみになってしまった」(Remarks on the Formation and Working of Banks called Joint Stock, 1826; Baster, *op. cit.*, p. 20より)。

9) この両者の合意がその後の植民地銀行規制条項の起点となっている点については、Chalmers, *op. cit.*, p. 32, も Baster, *op. cit.*, p. 25, も認めているのであるが、Baster の記述によれば、Althorp と Thomson の両者が Charter の条項についてどの程度明確な責任を負う合意をしていたのか疑わしいとしている。未だ両者(すなわち両省)の見解は公的事項の公的確認ではなかったからである。具体例に直面すると両者の間にはしばしば認識のずれが見られた。たとえば、the Bank of Australasia の Charter を論議しているとき、銀行が130日以上にもわたって支払いの停止をした場合、Charter を取消するという点については合意があったが、その間新規の銀行券発行は絶対に駄目だと主張する the Board of Trade に対して、かえってそれは金融混乱を激化すると反論したのが Treasury であった。この見解をすっきりと一致させた文書をつくれ、というのが植民省の要望だったのである。Baster, *ibid.*, pp. 25-9, 参照。

Treasury は相継ぐ植民地銀行の設立にさいし、常にこの合意事項に従わせるよう厳しく臨んでいたが、簡明に成文化されたものではなかったし、各植民地総督の周知事項でもなかったうえに、単に Treasury と the Board of Trade との間でケース・バイ・ケースでつくり出された合意事項のみが黙々と集積されていたにすぎなかったことから、現場での衝突はもとより、Treasury, the Board of Trade 間での理解の仕方が異なるという事態の頻発を見た。たまりかねた植民省の John Russell 卿は Treasury に次のような申入れをしている。

「植民地における銀行の設立に適用されるにあたって」 Treasury と the Board of Trade 当局の間で見受けられる「規制条項の誤解を避けるために、Treasury の諸侯が the Board of Trade の諸侯の同意を得て、諸規制条項の概要を作成し、それを成文化したものを、各植民地に送付して、総督および行政機関への情報と指針に資するよう取り計らわれることを私は要請します」(Colonial Office to Treasury, 7/1/1839, Public Record Office, T. 1, 3473; Baster, *op. cit.*, 1929, p. 33より)。

この要請を受けて両省の協力のもとに成文化されたものが、Regulations and Conditions for the Observance of which Provision should be made in Charters or Legislative Enactments relating to the Incorporation of Banking Companies in the Colonies, 1840, である¹⁰⁾。この成文化にあたって、the Board of Trade 側がとくに「単なる株式発行の利得のみを得ようとする、いわゆる泡沫会社の銀行の設立についてチェックすること」(Letter of the Board of Trade to Treasury, 3/3/1840, P. R. O., T. 1, 3469; Baster, *ibid.*, p. 34より)を強調したという事実は、当時の植民地における弱小銀行の実態を伝えたものとして銘記される必要がある。17項目ある条項のうち、第16項(Charter 付与後、営業開始までの間に株式が譲渡されても、前株主にその後6カ月間の責任がある)と第17項(Charter の条項は簡潔にして明瞭なもので

10) 全文は Chalmers, *op. cit.*, pp. 429-31, に収録されている。

あることを要する)は the Board of Trade の強い要請によって Treasury の原案に附加されたものである。銀行券発行に関する上記4つの条件はそのままこの規制条項に含まれていたが、しかし、なお、銀行券 (promissory notes の形式をとっていた) と他の債務との区分がなく、両者を一括した上限だけが設定されていた(第4項負債総額は全払込み資本額の3倍以上)にすぎないという銀行券に関する認識の不充分さがあつたうえに、発券準備の厳密な規定がないという重大な不備をもっていたために、これらの条項はピール条令の経験を踏まえて、1846年に修正条項が完成されることになった (Regulations Respecting the Incorporation of Banking Companies in the Colonies, 1846)¹¹⁾。周知のように、ピール条令では、(1)通常の銀行業務のカテゴリーから発券の権限を奪い取ること、(2)銀行券の経験的最低必要量に相当する額までは政府長期債を準備としてもよいが、それ以上は全額正貨準備を必要とする、という「国王の鑄造高権の代用貨幣の確認」と「保証準備直接制限制度の設定」という2点に核心があつたが、1846年の植民地銀行改正条項でこの発券準備の厳格な規定が新設されたことは当然である。この規制条項はその後半世紀に亘って植民地銀行の原則であり続けた。Chalmers も「1840-46年の諸規制の影響はカナダから西インド諸島、オーストラリアから東方に至る植民地を被い、たとえ全条項が現代の理論にそぐわないものであつても、それは半世紀に亘って、全地球上で実際の経験の厳しい試練に耐えてきたものである」(Chalmers, *op. cit.*, pp. 34-5) と述べている。

今後の行論の必要上、ここで1846年の規制条項毎の要約をしておこう。各条項末尾の()内の数字は1840年の条項番号である。

(1)全資本金額と株式数とは固定され、その全額の予約は Charter 付与後18カ月以内に完了すること。— (1)

11) 同じく、Chalmers, *ibid.*, pp. 431-3, に全文が収録されている。ただ、この収録は植民省から各植民地総督にあてた Circular からとつたものであり、その後の追加が含まれていない。その後の追加分は“Colonial Office List”に収録されている。追加については、Chalmers 脚注にある。

- (2)株主は法人体の一員であり、応分の責務を負う。— (新規条項)
- (3)公衆の安全を図るために理事の任命等の銀行の運営に関する条項を設立時に取り決めること。— (17)
- (4)銀行の作成する細則は Charter および設立地の法規に違反するものではないこと— (14)
- (5)発券の権限と、銀行家としての活動との間には区別があることを認識し、発券にあたっては植民地の法規に抵触しないようにすること。— (新規条項)
- (6)銀行業務および発券業務は予定資本額の全額に払込み予約が達するまで開始できない。— (2)
- (7)予約資本の現実の払込みは Charter 付与後2年以内に完了すること。— (3)
- (8)Charter 付与後、営業開始までの間に株式が譲渡されても、譲渡後6カ月は前株主に責任がある。— (16)
- (9)不動産、船舶を担保とした融資を行ってはならない。また営業用以外の不動産、船舶を保有してはならない。— (11)
- (10)銀行は自己株を保有してはならない。— (9)
- (11)理事の保証で行なう融資額は銀行の全融資額の3分の1を超えてはならない。— (10)
- (12)株式配当は利潤より支出すべきであり、資本金を取り崩してはならない。— (12)
- (13)証券、手形、銀行券、いずれの形態であれ、銀行の負債総額が資本金の3倍を超えてはならない。— (4)
- (14) 11. 以下の小額銀行券を発行してはならない。— (6)
- (15)本店からのものであれ、支店からのものであれ、全 promissory notes (銀行券)は発行場所と日付を明示し、発行所で正貨兌換に応じること。— (5)
- (16)銀行券発行総額は全払込み資本額を超えてはならない。— (新規条項)
- (17)銀行の資産が営業規模に見合わないとき、株主は保有株の2倍の有限責任を負う。— (8)

- (18) 正貨支払いを60日以上延期すれば営業許可を取りあげる。— (7)
(19) 半年ないしは1年毎に資産、負債内容を公表する。— (13)
(20) Treasury の同意があれば資本金の増額は認められる。— (15)

既述のように、1840年時点では銀行券の総額についての制限条項が欠けていたことから、基本的にはピール条令の方針を踏襲して、新たに第5、第16項がつけ加えられたことと、今度の第13項で、1840年規制条項第16項の負債規定がいまいなかったことを明確にした、という点に修正の眼目があったことは明らかであろう。しかし、今度の第16項でも発券準備についての規定が欠落していることがわかったので、すぐさま重要な追加がなされたい。Colonial Office List に記載されている Regulations of 1846 には「流通銀行券総額の常に3分の1相当額の正貨が維持されねばならない」という追加条項が第16項の末尾に書き加えられているからである (Chalmers, *ibid.*, p. 433 より)。しかし、この追加条項でもってしても、銀行券所有者の安全が保証されたことにはならなかった。この3分の1の正貨準備が銀行券に限定してイア・マークされていたわけではなかったからである。倒産時には、この正貨準備も銀行の他の資産と同じ扱いを受け、他の債権者よりも銀行券保有者の方が、この正貨保証の優先順位が高かったわけではないからである。いずれにせよ、正貨兌換、資本総額以内、1 l. 以上に限定、3分の1の正貨準備、株保有の2倍の有限責任……等等といったこの規制条項は植民地銀行の行動指針であるばかりか、植民地の通貨事情に関する政策の基本的決定要因であった点については変わりなかったのである¹²⁾。

このように、植民地の貨幣不足に対処するために、本国は植民地政府の手で政府紙幣を発行することについては、常に否定的な対応しかしてこなかったのであるが、ジャマイカ (1822年)、プリンス・エドワード島 (1825年) の極めて

12) 後進地域への進出は一般に銀行業にとっては極めて危険であること、しかし厳格すぎるほどの営業規制によって、規制を受けない銀行が経験した米枯盛衰とは無縁でありえた、という指摘したのはケインズであった。ケインズ、前掲書、147、149、153、172、176ページ、参照。

切迫した財政破綻の状況下では止むなくその発行を認め、ケープ、セイロン、英領ギアナでは前統治者のオランダによる不換紙幣の流通という弊を終息させるために、これまた止むなく、兌換政府紙幣の発行によりこの不換紙幣の回収を図った。その後、これら全ての植民地の政府紙幣の回収にシリング貨をもってする、という方針が1825年の *Minute* で確認されたのである。が、現実には、本国の強力な命令にもかかわらず、おそらく、1825年の *Minute* の失敗が明白になったことによって、政府紙幣はしぶとく流通し続けていた。たとえば、植民地銀行の設立について、1846年の *Regulations* のような厳しい条件をつけたといっても、現実には自らの発行した政府紙幣が植民地政府の財政に対する重大な圧迫要因であったという事情が、現地政府をして植民地銀行の責任に基いて発行される銀行券に依存せざるをえないようにしていた、というのが真相であるだろう。

だが、厳しい条件下で設立されたはずの植民地銀行ですら、基本的には乏しい資金力を価格変動の激しい一次産品生産者たちに固定されてしまっていたことを原因として、相継いで倒産して行った。それに、Charter という本国の権威を付与することにより銀行の設立を認可していた本国は、この銀行券の不換化に対して関知しない態度をとりうるものではなかった。たとえば、1847年のモーリシャスにおける銀行の倒産にさいし、プランターたちの激しい抗議に屈服して、1849年モーリシャス政府は本国の同意のもとに政府紙幣の発行による銀行券の回収に乗り出さざるを得なかったのである (Chalmers, *ibid.*, p. 367)¹³。本国政府はさらに1857-8年にかけてモーリシャスの発券業務を植民地政府部門から銀行の手に移すよう現地と交渉したが、商人たちの反対に逢い、政府紙幣の継続を余儀なくされることになった。しかし、ここモーリシャスでは政府紙

13) インドのエージェンシー・ハウスである Reid, Irving & Co. がモーリシャスに開設した支店が事実上の最初の銀行である (Mauritius Bank. 1831年開設)。しかし、この銀行は Charter はおろか植民地政府の規制も受けていなかった。2番目に開設されたのが the Mauritius Commercial Bank (1839年) で、奴隷解放資金目当てに設立されたものである。この銀行は Royal Charter を受けなかったが銀行規制条項の適用を受けていた。Baster, *op. cit.*, p. 77, 参照。1825—1847年まではこの銀行が紙幣発行を独占していたのである。

幣の廃止を不可能と認識して以来、政府は、1864年に紙幣の条件をより厳しくする措置をとっている。(1)常時発行額の2分の1の正貨準備を保有しておくこと、少なくとも3分の1をぎりぎりの最低限度とする、(2)発行額の2分の1は本国政府か植民地政府の公債を準備に保有すること、ただし、植民地政府の公債は紙幣の現実流通額の4分の1を超えてはならない、というものであった¹⁴⁾。

ここには、植民地の通貨不足に対処しなければならぬという認識を本国および植民地政府がともにもちながらも、その責任はできるかぎり民間の銀行に押しつけ、政府は可能なかぎり発券に伴う危険性と財政負担から自由でありたいという、もはや相継ぐ幣制改革の失敗に懲りて萎縮してしまった政府側の姿勢が表現されているであろう。植民地における「健全通貨主義」とは、理論的裏付けのある政策の発露ではなく、むしろ紙幣発行に伴う危険性に対する恐怖と自らの財政基盤の脆弱さの表現以外の何ものでもなかった認識と解すべきであると思われる。しかし、後に1884年に、セイロンで巨大銀行の1つ the Oriental Bank Corporation が320万 Rs. もの大量の銀行券を発行したまま倒産するという大事件に遭遇した本国政府は、紙幣発行の責任をできるだけ回避していたこれまでの逃げの姿勢をこれ以上続けることは不可能になってしまった。かつて Grey が提唱した1847年のプランをもとに、本格的な紙幣発行政策の確立にいよいよ立ち向わなければならなくなったのである。そのためには、1825年の *Minute* で定式化された金属铸貨の発行政策を、単に多種の外国铸貨が錯綜している中にイギリス铸貨の正しい位置づけを見出し、その植民地内

14) 1849年の Ordinance No. 9 に基いて Government Currency Board が設立され、10 Rs., 5 Rs. の小額紙幣が発行されている。ところがこの紙幣は法貨性を与えられたが、これまでの慣習的な 2s=1 rupee ではなく、1s. 10 d. (当時のインドの rate と同一) と定められたために、混乱が生じ (内在価値はともかく、2s=1 rupee の方が便利だった)、ルビー铸貨の方が法貨性を与えられた紙幣にそぐわず、流通から姿を消してしまった。そこで1861年の Ordinance No. 7 でこのルビー紙幣は回収され、新たに Sterling notes が発行されたのである。その後1864年の Ordinance No. 10 で本文に示されている条件が設定された。発行種類は 11. と 10s. (これは銀兌換)、5l. (金兌換) に限定したが、1865—9年に貿易決済用の金が必要になったときに 5 l. 紙幣の兌換要求が殺到して一時は危機を迎えたが、銀行が金融危機に備えてこの 5 l. 紙幣を究極の準備にもってくれるようになったため、大きな破綻もなく政府紙幣は機能したという。Chalmers, *op. cit.*, p. 368, 参照。

部での循環を図るといった限定された視点ではなく、必要通貨の供給と回収の弾力的なシステムそのものをどう構築するかという新しい、そしてより広い視点から見直すという作業を必然的なものにしなければならなかったし、金属鑄貨の代用貨幣という側面からしか紙幣を見ないことに対する硬直的幣制のもつ意味を洗い直さねばならなかったのである。それはまた、1825年の *Minute* 当時には存在していなかったが、今や巨大な組織に成長しつつあった植民地銀行を政府紙幣発行システムの中にかに有機的に介在させるかという課題を提供することであった。しかも、ときすでに銀下落が深刻な問題をひきおこしていた時期でもあった。世界市場を舞台に循環するようになった本国資本の活動の円滑化を保証すること、植民地の通貨不足を解消することを、どのように結びつけて植民地の幣制を整備すればよいのか。余りにも多く、余りにも困難で巨大な難問がイギリス資本の前に山積していたのである。

しかし、吸着した資本との相互作用から急激な変化の渦中に巻き込まれた現地経済がどのような形で変容し、吸着した資本がどの程度の力量をつけ、どのように進行する変化に対応すれば、イギリスの資本主義は世界市場を包摂できるのか、支配—従属という表面の簡明な政治過程の内部で発酵していたイギリス資本と土着経済の角逐の具体的内容とその論理とは何だったのか、われわれは舞台を次第に現代に慎重に引き寄せながら、資本による包摂の論理把握を詰めて行かねばならない。鑄貨の問題、スターリング手形の問題、植民地銀行の問題、紙幣発行システムの問題という植民地の幣制に関する基本的4要素が、局面の進行と深まりの中でどう反応して、有機的結合が生み出されてきたのか、具体的には依然としてこの視角からの接近を必要とするのである。

— (完) —

追記：本論文（上）（中）（下）は昭和52年度文部省科学研究（総合A）助成金を受けたことに基く研究（代表、小野一一郎京大教授）成果の一部である。